



働き方改革を  
総合的に、継続的に  
推進するには？



不合理な待遇差を解消する  
同一労働同一賃金の  
実現には、どうすれば良いの？



人手不足の解消に  
必要な対策って…？

中小企業の皆様へ

労務管理の専門家が  
お悩みを解決  
します。



長時間労働の是正のため  
何に取り組めば良いの？



生産性の向上や  
賃金を上げるには？



働き方改革に利用できる  
助成金の情報を教えて…！



“働き方改革”  
の取組を

社会保険労務士が  
無料でサポートします！

電話でのご相談は



0120-486-450

群馬働き方改革推進支援センター

前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会 内

✉ hatarakikatakaikaku@gunma-sharoushi.com (来所・メールによるご相談もお受けいたします)

相談受付

2020. 4/1(水) ▶ 2021. 3/31(水)

開設時間

平日9:00~17:00  
(12/29~1/3を除く)



中小企業・  
小規模事業者等に対する  
働き方改革推進支援事業